- 被告が、原告らに対し、平成一〇年三月二四日付けでした別紙一文書目録の (一) 及び(三) の各部分を開示しないとの処分を取り消す。
- 原告らのその余の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、これを三分し、その一を原告らの連帯負担とし、その余は被告の 負担とする。

事実及び理由

第一 申立

被告(以下「被告監査委員」という場合がある。)が、原告らに対し、平成一 〇年三月二四日付けでした別紙一文書目録記載の文書(以下、同目録(一)ないし (三)の文書全部を「本件文書」といい、同目録記載の各文書については、 (一) 文書」等と番号を付して略称する。なお、原告らの開示申立に対して一部の 開示がされており、公開部分を含めて「本件文書」という場合がある。)を開示しないとの処分(以下「本件処分」という。)を取り消す。 ニ 訴訟費用は、被告の負担とする。 第二 事案の概要等となる。

- 事案の概要(当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実を含む。) 鹿児島県(以下「県」という。)においては、県民への公文書等の公開を内容 とする同県情報公開条例(昭和六三年三月二八日鹿児島県条例第四号、以下「本条 例」といい、法条のみを示したときは、同条例の条項をいう。)が定められてお り、同条例には、別紙二「鹿児島県情報公開条例抜粋」のとおりの各条項がある。 2 県民である原告らは、本条例に基づき、被告に対し、本件文書(公開部分を含む。)の公開を求めたところ、被告は、本件文書について右第一の一のとおりの非開示の本件処分をした(なお、開示請求に係る公文書等の件名、開示部分、非開示 部分及び非開示理由は、平成五年度分についてみれば、別紙三のとおりであ
- 本件は、原告らにおいて、被告が非開示とした本件文書は、本条例の定める非 開示事由には該当しないから違法であると主張して、本件処分の取消しを求めた事 案である。

争点

本件文書を非開示とした本件処分は、本条例の定める非開示の事由に該当すると して、適法といえるか否か。

第三 争点についての当事者の主張

(被告の主張)

- 本条例の定める公文書開示請求権について
- 1 地方自治体において、それぞれ条例や要綱等をもって定める公文書開示請求権は、憲法二一条に基礎を置くとされる「知る権利」や憲法の定める「民主主義」「国民主権主義」ひいては、「地方自治の本旨に基づく住民自治の権利」等に奉仕まるものではあるとしても、これをの憲法の担党なる直接道を出されてものではあるとしても、これをの憲法の担党なる直接道を出されてものではあるとしても、これをの憲法の担党なる直接道を出されてものではあるとしても、これをの憲法の担党なる直接道を出されても、これをの憲法の担党なる直接道を出されても、これをの憲法の担党なる直接道を出されても、これをの憲法の担党を するものではあるとしても、これらの憲法の規定から直接導き出されるものではな このことは、本条例が定める「県民の公文書等の開示を求める権利」について も同様である。すなわち、公文書開示条例による情報開示請求権は、憲法や国際人 権規約等から直接導き出されたものではなく、これはあくまで条例によって創設さ れた権利である。地方自治体が、個々の住民に開示を請求する権利を付与するか否 か、付与するとしてもその権利の内容をどのようなものにするかは、当該自治体が その制度の趣旨を考慮しつつ、自主的に決定すべき問題であって、その当否までが 直ちに違憲ないし違法の問題を生じさせるものではない。
- 公文書の開示については、その公開請求権が本条例によって創設された権利で あることからすれば、具体的な文書が公開しないことができるとされる文書に当た るか否かの判断は、本条例の目的及び同条の趣旨に照らし、その文言に即して合理 的に解釈して当てはめることによってなされる必要があり、それで足りるものであって、本件訴訟の意義や食糧費に関する予算の議決方法、あるいはその支出の当否 によって左右されるものではない。
- 本件処分の適法性について
- 1 八条二号(個人情報)該当性 (一) 八条二号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、特定の個人 が識別され得る情報については、原則として非開示とすることを定めたものであ
 - 本件(三)文書は、八条二号本文にいう「個人に関する情報(事業を営む個人の

当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され 得るもの」に該当し、また、同号ただし書に規定する非開示の例外項目のいずれに も該当しない。

(二) 八条二号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報について、原則として非開示とすることを定めたものであり、手引も、本条例が「プライバシー保護型」ではなく「個人識別型」を採用していることを説明している。したがって、原告ら主張のように、他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、それが特定の個人に関する情報について開示義務を免除したものと解するよい。原告の解釈は、当面の公文書開示の要請に気をとられ、プライバシー保護の枠を限定することにより、個人の尊厳と人権の尊重を損なう結果を招来するものである。

(三) 公務員に関する情報

(1) 本条例は、「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、公務員たると非公務員たるとを問わず、原則非公開としていることは明らかである。

(四) 以上のとおり、被告監査委員が、プライバシーの侵害の有無や、出席者が 公務員である場合には例外的に開示情報とする旨の規定のない本条例のもとで、個 人を識別する情報を非開示としたことは、少なくともその適法な裁量の範囲内の行 為として何ら違法ではない。

2 八条三号(事業活動情報)該当性

(一) 八条三号は、法人その他の団体及び事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、開示することにより事業を行うものの競争上の地位その他正当な利益を害することになるような情報は、原則として非開示とすることを定めたものである。

本件(一)文書は、同号本文に規定されている「開示することにより事業を行うものの競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」の情報に該当し、同号ただし書に規定する非開示の例外項目のいずれにも該当しない。なぜなら、本件(一)文書の債権者の住所・氏名等の情報は、事前に当該債権者の同意を得ていない場合は、信義則及び取引慣行に照らして第三者に当然に提供できるものではない。また、本件処分に係る開示請求は、被告監査委員事務局が平成五年度から平成七年度に執行した食糧費の支出に係るすべての公文書が開示請求の対象であり、長期にわたる県の利用状況等が明らかになることにより、債権者に対するさまざまな社会的評価を招き、公正な競争を妨げるおそれがあるからである。

また、本件(二)文書の債権者の取引金融機関、銀行口座等に関する情報は、当該債権者が事業活動を行う上での重要な内部管理に関する情報であり、事前に当該債権者の同意を得ていない限り、信義則及び取引慣行に照らして第三者に当然に提供できるものではなく、これを当該債権者の意向に関わりなく、一般に公開すれば、当該債権者の正当な利益が侵害されることになるから、八条三号本文に規定する情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(二) 原告らが主張する開示義務が免除される情報の範囲は、不正競争防止法における「営業秘密」の定義規定をそのまま本条例に当てはめたものであるところ、

不正競争防止法における「営業秘密」の定義は、これを財産権的側面から捉えて、 私人間において、その侵害の防止と差止請求あるいは損害賠償請求の要件等を定め るためのものであるのに対し、本件は、県の機関が自ら管理・保有する法人等事業 者の当該事業に関する情報について、これをどの範囲まで公開するかという問題で あるから、両者はその保護法益、制度目的を全く異にするものであり、原告らの主 張には何ら合理性はない。

(三) 事業者の口座関係情報等については、確かにこれらが発行される請求書に記載されている場合があるとしても、右請求書は、特定の取引関係の成立を前提にし、当該取引の相手方当事者たる債務者に対して発行するものであるから、このことをもって広く一般に公表されている情報であるとすることは不当である。

(四) なお、原告らは、大阪府水道部懇談会議費情報公開請求訴訟の平成六年二月八日の最高裁判決を引用するが、同判決が是認した第一、二審判決は、顧客先や利用内容等が営業実態の一部をなす情報であり、それらをみだりに公表しないことがその信用の重要な部分を占めると指摘しており、また、この事案は、開示請求の対象期間が一か月であるのに対し、本件の対象期間は平成五年度から平成七年度の三年間の長期にわたっており、事例的には、非開示とすることが許される場合に該当すると解されるべきものであるから、右最高裁判決をそのまま引用することはできない。

(五) 以上より、被告監査委員の非開示処分は、八条三号に適合しており、何ら 違法ではない。

3 八条八号(行政運営情報)該当性

(一) 八条八号は、県又は国等が行う事務事業の目的を達成し、又は事務事業の公正もしくは円滑な執行を確保する観点から、開示することにより、これらに支障の生じるおそれのある情報は、開示しないことができることを定めたものである。

本件(三)文書についてみると、懇談等出席者である相手側は、出席の事実が公表されることを前提に懇談等に出席しているものではない。このため、懇談等の相手側の事前の同意なしに開示すると、相手方が不信、不快の念を抱き、お互いの信頼、協力関係が損なわれ、以後の懇談の出席を拒否されたり、率直な意見の交換が控えられるようになり、結果として業務の円滑な実施等の行政運営に支障が生じるおそれがある。したがって、本件(三)文書は八条八号に該当する。 (二) 監査委員は、県の財務に関する事務の執行等の監査、財政の援助団体等の

のであって、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがあることを「具体的に」主張・立証することは、もはや立証の限界を超えるものである。

したがって、本件(三)文書についての被告監査委員の非開示処分は、八 条八号に適合しており、何ら違法ではない。

(原告らの主張)

- 本条例制定の趣旨等
- 本条例制定の趣旨

-条は、本条例が県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとしている が、これは、開示義務が免除される場合に該当するかどうかを判断するにあたっては、本条例が、憲法二一条一項の表現の自由に由来する知る権利を、また、憲法一 五条一項の公務員選定罷免権、同九二条の住民自治、同九三条二項の首長・議員の 直接選挙で保障する参政権等を、実質的、具体的に保障しようとする趣旨で立法さ れたことに留意してなされなければならないとの趣旨である。 本件訴訟の意義

いわゆる食糧費疑惑については、従前、食糧費が民主主義的チェックを受けず、不正の温床になりがちであったところ、一連の不当公金支出疑惑として明らかにな ったものである。そして、被告監査委員は、県の巨額の不正支出をチェックせず、 見逃してきたのみならず、本来、法によって不正支出をチェックする機関であるのに、自らが「不正支出」をしていたのであって、原告ら住民は、地方自治の本旨に 基づく住民自治権を行使し、県の財務会計行為の非違を正すために本件公文書の開 示を請求しているのである。

- 本件各文書の非開示理由の不存在
- 八条二号 (個人情報) 該当性の有無について) 被告は、「個人を識別」という文言の解釈論としては、同義反復の域を出 ず、およそ「自然人が特定される情報」一般について、開示義務が免除されている と主張しているものと解される。しかし、条文には「包括的に」とか、「公務員を 除外しない」という文言がないばかりか、このような解釈では、ある「個人に関す る情報」が公開されることは、およそあり得ないようにも思われる。三条が個人に 関する情報につき「みだりに」と限度していること、手引も原則公開の観点から非 開示事由を厳正に判断しなければならないとの解説をしていることからも、被告の
- 主張は理解できないものである。 (二) 八条二号は、憲法二二条が保障する個人のプライバシーの権利、すなわ ち、私生活をみだりに公開されない権利の保護を目的とするものであるから、「特 定の個人が識別され、またはされ得るもの」という条例の文言は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、それが特定の個人に関する情報について、その開示義務を免除したものと理解すべきである。その情報がある特定の自然人に関するものであることが判明するものであるとしても、その公開によって、個人のプライバシーの権利の侵害が生じない場合は、開示義務は免除されな い。
- 公務遂行自体における私人としてのプライバシーを観念することは相当で (三) ない。公務員の地位にある個人のプライバシーが問題となるのは、その公務員の私 人としての側面についてである。

宴会を伴う懇談等に出席した被告の職員はもちろん、懇談の相手方たる県等の行政庁の公務員ないし公務員に準ずる者が、公務である懇談等に職務として参加した場合には、私生活上の事実とは一切無関係であるから、個人のプライバシーの権利の侵害を問題とする余地はおよそ存在せず、その出席の事実に係わる情報の開示義 務は免除されない。

食糧費の支出の適法性、適正性を自治体の住民が監視するためには、開催 された会議等が食糧費の支出を必要とする会議等であったか、その会議等の飲食と して適切な内容のものであったか、その会議等の費用として適切な金額の支出であったかが明らかにする必要があり、そのためには、会議等の出席者は誰であるかを 明らかにすることが必須である。

2 八条三号 (事業活動情報) 該当性の有無

同号の事業活動情報については、本条例の定める公文書開示請求権の性格 を踏まえ、また、本条例が「当該法人に不利益が生じる」という表現ではなく「競 争上の地位その他正当な利益が損なわれる」という文言を採用したことを考慮する と、開示義務が免除される情報は、「秘密として管理されている生産方法、販売方 法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報にして公然知られざるも

の」に該当する情報であって、それらに実質的な被害が客観的に生じる場合に限ら れる。ノウハウや営業秘密に該当しないような情報は、開示義務が免除されないも のである。

被告が債権者の住所氏名等について主張する類の社会的評価は、飲食店自 (\square) 身が広く宣伝し、一般に知られている事柄である。その情報を開示することが「当 該事業者に対する様々な社会的評価が生じ、公正な競争を妨げるおそれがある」と するとすれば、飲食事業者が通常の営業活動を行えばすなわち、飲食物を提供し 料金を請求・受領し、請求書や領収書を発行すれば、それだけその事業者の正当な 利益が損なわれるという奇妙なことになりかねない。営業秘密といえる「経営方 針」は、請求書等を集めたところから、判明するようなものではなく、「何時、誰 に、どのようなものをいくら提供し、支払がどのように行われているかという情 報」が情報公開による利益を犠牲にしてまで保護されるべき情報とは、到底考えら れない。

口座番号関係情報及び代表者印影についても、当該飲食店が一般に発行す (Ξ) る請求書に記載されており、一般的に明らかにされているものである。

これらが営業上の情報であるとしても、秘密に管理されることもなければ、公然知られないものでない。これらを公開することによって、当該飲食店を経営する法 人ないし個人の競争上の地位が害されたり、社会的評価の低下、その他正当な利益 が害されることはあり得ない。

ちなみに、平成六年二月八日最高裁判決も、 「懇談会等が行われた飲食店 の名称等、飲食費用の金額及びその明細並びに右費用の請求」等について、事業活

動情報該当性を否定した原審の判断を支持している。
3 八条八号(行政運営情報)該当性の有無
(一) 被告は、まず、同号の「交渉、渉外…その他の事務事業」に該当する懇談 等の存在、その際行われた交渉、調査等の存在を主張、立証しなければならず、次 いで、非開示部分の開示によって、「業務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあ る」ことを裏付ける事情を具体的に主張、立証しなければならない。しかるに、被 告はこれを全く主張していないか、極めて抽象的に主張しているだけで留まってい

る。 (二) ても、 単なる儀礼的な懇談の場合、その懇談の外形的事実が明らかになったとし「相手方に不信、不快の感情を抱かせる」ことを懸念する必要はない。関係 行政庁等との単純な事務打合わせ等を目的とする場合、一定の具体的問題意識を持たないで、漠然と行政事務をより円滑に執行するとの目的で飲食を伴う懇談それ自 体を目的とする会合が開催された場合、それに参加することは、社会通念上何ら不名誉若しくは嫌悪すべき事柄ではない。相手方の氏名が明らかになる情報を公開し たとしても、相手方において不信、不快の念を抱き、また、会合の内容等につき様々な憶測等がなされることに危惧して、以降会合への参加を拒否したり、率直な意見表明をすることを控える事態は考え難い。

仮に、業務における相手方の位置付け、評価等が明らかとなり、そのことに不満 をもつ相手方が出現するとしても、業務における相手方の位置付けは、懇談会等に おける接待の内容によってのみ定まるものではないので、そのような不満には合理 的理由はない。また、公務員による公務員の接待等の懇談の事実が公表されること によって、懇談の相手方である公務員が不満を持ち、その不満を理由として被告と の関係における自己の公務の遂行の仕方が影響を受けることはあり得ないし、ま た、あってはならないことである。仮に、接待の内容で公務の遂行が影響されると すれば、公務員の服務規律に違反するばかりか、贈収賄の問題ともなるものであ る。したがって、行政事務をより円滑に執行するとの目的での飲食を伴う懇談等 は、その実施を内密にする必要はなく、むしろ積極的に開示し、県政に対する県民 の信頼と理解を深めるべき場合であり、開示義務を免除すべき場合には当たらな い。

第四 認定事実

当事者間に争いのない事実と甲一ないし一五、乙一ないし五、七及び弁論の全趣 旨によれば、次の事実が認められる。

当事者

- 原告らは、五条一号にいう県の区域内に住所を有する個人であり、被告は、二 条三項にいう実施機関の一つである。
- 被告は、県の財務に関する事務の執行等の監査、財政的援助団体等の監査等、 地方自治法に定める監査等に関する事務を所掌している。

ニ 食糧費について

1 食糧費は、地方公共団体の行政事務の執行上必要とされる消費的性質の経費がまとめられた需用費のうちの一つであり、歳出予算の款・項・節のうち、節の区分中の「11 需用費」に含まれる経費である。

需用費とは、地方公共団体の行政事務の執行上必要とされる物品の購入、取得及び修理等に要する経費で、一度の使用でその本来の効力を失うもの及び数年度にわたり使用し得るものではあるが、備品の程度に至らないもの等の取得に要する経費であり、例えば、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費、飼料費、医薬材料費が含まれる(県予算規則二条三項、地方自治法二二〇条一項、同法施行令一五〇条一項三号、二項、同法施行規則一五条二項別記)。

右の食糧費には、会議用・式日用・接待用の茶菓・弁当、非常炊出賄、警察留置人食料、病院・療養所等の患者食料、宿泊所・保育所等の賄料等に要する経費が含まれ、会議等の茶菓や昼食、懇談会の会食、災害等に係る事務等に伴う補食・夜食

等の支出に充てられている。

2 食糧費は、行政事務、事業の執行上直接的に費消される経費であるのに対し、 交際費は、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行 のために必要な外部との交際上要する経費で、歳出予算の款・項・節のうち、節の 区分中の交際費の予算科目から支出され、性質上広い裁量が認められるものである から、両者は、基本的な性格を異にするものである(地方自治法二二〇条一項、同 法施行令一五〇条一項三号、二項、同法施行規則一五条二項別記)。 三 公文書開示の請求

1 原告らは、被告に対し、平成一〇年三月一〇日、六条に基づき、平成五年度ないし平成七年度の食糧費の支出に係る本件文書につき、公文書開示の請求をした。 2 本件文書の内容

(一) 本件で開示の対象となった公文書は、被告監査委員事務局が平成五年度ないし平成七年度に執行した食糧費の支出に係る支出命令票、請求書であり、このうち、支出命令票には、担当課、年度、歳出科目、金額、懇談等の相手方等出席者が識別され得るもの、債権者(飲食店名等)住所・氏名、支出の内容、支払先金融機関、口座番号等が記載され、請求書には、飲食日時、請求の内訳(料理や飲物等の品名、数量、単価、奉仕料)、請求額、債権者住所・氏名、印、支払先金融機関・口座番号等が記載されている。

口座番号等が記載されている。 (二) 右文書のうちの支出命令票は、被告監査委員事務局の職員(以下「事務局職員」という。)が作成した文書であり、収支命令者が所属年度等、印鑑の正誤及び支出の内容が法令または契約に違反する事実がないかなどを調査して発行するもので、同文書には、原則として請求書が添付されるものであり、会議、懇談会等の具体的な内容は記載されていない。

具体的な内容は記載されていない。 また、請求書は、右のとおり、支出命令票に添付されるものであり、債権者が作成して支払請求をすべく、右事務局に提出したもので、債権者への返却は予定されていない。

四 被告の決定(本件処分)

被告は、原告らの開示請求に対し、平成一〇年三月二四日付けの公文書等一部開示決定通知書(甲一ないし六)をもって、八条の当該各号に規定する開示しないことができる公文書等に該当することを理由とし、一部非開示として非開示部分と非開示理由を記載し、その余を開示する旨の公文書等一部開示決定(本件処分)をし、これらを原告らに通知した。

右非開示部分と非開示理由は、本件(三)文書は、八条二号(個人情報)と同条八号(行政運営情報)に、本件(一)(二)文書は、いずれも同条三号(事業活動情報)に該当するというものであり、別紙三(甲一、四。ただし、平成五年度分のものであるが、同六、七年度分も同じ内容である。)のとおりである。 五 手引等について

県は、本条例による文書の開示請求がされた場合に備え、各職員のために前記の 手引(乙二)を作成して配付している。また、国民からの要請による公文書開示等 の機運のもとに、国は、情報公開法要綱案を作成し、情報公開法の制定を目指し、 平成八年一二月一六日の行政改革委員会では、「情報公開法制の確立に関する意 見」(乙五)が出されている。

六 本件申立に至る経過等

一連の公費濫用問題を調査している県の「予算執行に関する調査改善検討委員会」の平成八年八月の報告では、平成五年度ないし同七年度の三年間で八億円に近

い不正な支出がなされているとされ、請求書や支払命令票等の中には、飲食実施日や支払年月日欄が空白のものや請求書記載の飲食日と支出命令票の記載の懇談会日 が異なるものもあること、請求書を県職員が作成したものや債権者が架空名義のも のがあったことなどが明らかとなり、さらに、県の不正支出のチェックをなすべき 被告監査委員事務局に関連する食糧費の不正支出も公表され、県民から真相解明を 求めるための方策として本件開示の申立を受けるに至った。 第五 当裁判所の判断

本条例の制定と公文書開示請求権

憲法は、民主主義の原点として言論、出版等一切の表現の自由(憲法二一条-項)を保障し、国民主権の制度の骨格をなすものとして公務員の選定、罷免権、普 通選挙の保障、住民自治(憲法一五条一項、九二条、九三条二項)等を定めているが、その実質的な保障は、活動をなし、あるいは制度に参加する国民らの政治の現 状に対する正確な認識を不可欠の前提としているのであるから、いわゆる知る権利 は、これら表現の自由及び参政権に内包ないし派生した権利と解するのが相当であ る。もっとも、知る権利それ自体は、その権利内容が必ずしも明確なものではない から、未だ抽象的な権利にすぎず、裁判規範として規律性を有する具体的な権利とはいい難いところである。

しかるに、県は、本条例を制定し、その一条で、県民の公文書等の開示を求める 権利を明らかにするとして、実施機関が保有する公文書等の開示を求める県民の権 利を設定することを明確にし、三条では、その解釈及び運用について、実施機関に おいて県民の公文書等の開示を求める権利が十分に尊重されるように解釈して運用 することとする一方、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最 大限の配慮をしなければならないと定め、具体的には、八条及び九条において、実 施機関は、開示請求に係る公文書等に八条各号のいずれかに該当する情報が記録さ れているときは、当該公文書等の全部又は一部の開示をしない決定ができるなどの 手続をも定めたのであって、このような本条例の規定及び前記手引等を総合すれ ば、本条例は、地方自治の場において、県民に実施機関の管理する公文書等の開示 を求める権利(以下「公文書開示請求権」という。)を実体的に確立し、これによって県民の県政に対する理解と信頼を深め、さらに住民自治の本旨に則った県民参加による県政を推進するために、その開示手続の制度化を図ったものと解すること ができる。

本条例制定の趣旨は、右のとおりであって、本条例は、公文書開示請求権の内容 を具体的に設定し、県民等の憲法上の抽象的な権利であった「知る権利」を地方自 治の場において実効あらしめるために、裁判規範としての性格を有する公文書開示 請求権という具体的権利にまで高めたものと解されること、本条例が八条等で適用除外事由を定め、非開示文書を明らかにしていることなどに鑑みると、県が保有する公文書の開示については、非開示事由に該当しない限り、原則として公開しなければならないものというべきである。手引一一、一二頁が、三条の解釈及び運用について、「八条各号に規定する適用除外事項に該当するかどうかについては、原則の関係的な異なる。 公開の観点から厳正な判断をしなければならない。」と注記しているのも、同旨と 解される。

本条例の解釈、適用に当たっては、右の原則開示の趣旨や本条例の制定 の目的等を踏まえ、非開示事由を定めた各条項を合理的、客観的に解釈し、当該情 報が開示されることによって侵害される権利の有無等も対比考量して、合理的な解 釈、適用判断をしなければならないというべきである。

本件文書の公文書性について

本件開示の対象となった被告監査委員事務局に係る前記支出命令票や請求書が本 条例の「公文書」に該当するか否かについてみるに、これらの支出命令票等の本件 文書は、前記のとおり、右事務局職員が職務上作成し、あるいは取得した文書であ マース では、前にのとおり、石事務局職員が職務工作成し、めるいは取得した文書であって、既に決裁等が終了し、同事務局が保管しているものであり、本条例の実施機関には、被告監査委員が含まれる(二条三項)から、本件文書は、いずれも二条一項にいう「公文書」に該当するというべきである。 三 本件(一)(二)文書が八条三号(事業活動情報)に該当するかについて

八条三号の趣旨について

手引三一ないし三四頁は、同号の趣旨について、「法人その他の団体及び事業を 営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、開示す ることにより、事業を行うものの競争上の地位その他正当な利益を害することにな るような情報は、開示しないことができることを定めたものである。なお、現代社

- 2 本件(一)(二)文書への適用
- (一) 別紙三のとおり、八条三号に該当することを理由として非開示とされた部分は、本件(一)文書である「債権者の住所・氏名等が記載されている部分及び債権者が識別できる部分」と本件(二)文書である「債権者の取引金融機関、預金種別、口座番号等が記載されている部分」である。
- (二) 本件(一)文書について
- (1) 前記認定のとおり、支出命令票、請求書の各文書には、債権者の住所氏名等が記載されている部分、又は債権者が識別できる部分があり、請求書には、料理や飲物等の品名、数量、単価、奉仕料、合計金額、飲食日時等の情報が記載されている。
- (2) しかしながら、当該文書に記載されている情報は、当該飲食店を利用する顧客をはじめとする公衆に広く開示されている情報にすぎず、それ以上に当該飲食店を経営する事業者の営業上の秘密、ノウハウ等の情報や経営方針等内部管理に移っている情報など、同業者との対抗関係上特に秘匿を要するような事業活動情報が記録されているとはいえない。右手引が販売・営業上の情報として例示する顧客名の表別ののであるところ、有事、の経営事業の概要を把握できるものである監査を引用が開示されても、多数の顧客中の、かつ県の一部門である監査を引用が開示されても、多数の顧客中の、かつ県の一部書業者の意思に反の事業の数年度の利用状況が明らかにされるだけであるから、本来事業者の意思に反するをは認められないし、その事業概要が他に明らかにされ事業運営が損なわれることにおいるは認められないし、これらの利用の事実が明らかになったからといって、拠もなきにいる的評価を低下させることになるとも考え難く、これに反する証拠もない。
- (3) 被告は、監査委員事務局が三か年にわたって執行した食糧費の支出に係る全ての公文書が開示され、また長期間にわたってこれらの情報が集積されると、本来事業者のみが管理保有し得べきはずの営業情報や経営内容が当該事業者の意思に反して外部に流出することになると主張するが、かかる態様の蓄積情報の分析は、極めて高度な技術を要すると推認される上、その分析された情報の流失による事業者らへの損害が相当程度の蓋然性をもって考えられるとはいえないから、この点の被告の主張は、採用することができない。
- 被告の主張は、採用することができない。 (4) なお、被告は、平成六年二月八日の最高裁判決も無限定的な開示を認めていない旨の主張をするが、同訴訟の事例は、懇談会等が事業の施行のために必要な事項についての関係者との内密な協議を目的としてされたとも解される場合に関するものであり、本件とは事案を異にし、また、本件開示請求は、裁量の幅の狭い食糧費支出に係るものについてなされているのであるから、被告に対して特段の事情の存在の主張・立証を求めることが酷に過ぎるとはいえない。
- (5) 以上のとおりであるから、本件(一)文書が八条三号に当たるとした部分の被告の非開示処分は違法である。
 - (三) 本件(二)文書について

前記のとおり、支出命令票と請求書には、債権者の支払先金融機関・口座番号等の情報がそれぞれ記載されているところ、これらの情報は、一般に発行される請求書にも記載されている場合があり、顧客に対する関係では、いわば公にされている

ともいえるが、本来、取引金融機関・口座番号等の情報は、法人や個人がその事業活動を営む上で必要な金銭の出納又は事業資金の管理等に関する重要な内部情報であり、相手方によっては、秘密に属すべき事項であって、その公開、非公開は、もっぱら当該法人や事業を営む個人の自由な選択に任されるべきものと解される。そうすると、これらの情報を当該業者の同意もなく、一般に公開することは、まさに事業を行うものの正当な利益を侵害することが相当程度の蓋然性をもって考えられるというべきである。

したがって、債権者の取引金融機関・口座番号等の情報が八条三号に該当すると した被告の判断は相当である。

- (2) なお、原告らは、請求書作成や他人の氏名・印鑑の冒用等の食糧費費消に対する疑惑の実体を明らかにする必要がある旨の主張をするが、当該文書の内容の実体的な違法の評価が直ちに開示請求を正当ならしめるものではなく、右の部分の開示をしないことが本条例の趣旨、目的を没却、逸脱するものとはいえないから、右の原告らの主張は、直ちには採用し難いというべきである。
- (3) 右のとおりであるから、本件処分中、本件(二)文書が八条三号に当たるとして非開示とした被告の処分は、適法である。
- 四本件(三)文書が八条二号(個人情報)に該当するかについて
- 1 八条二号の趣旨について

(一) 被告は、同号は個人識別情報についての非開示を明確に定めたもので、公文書開示請求権が条例によって初めて創設された権利であるから、右条項の文言を厳格に解釈すべき旨の主張をし、手引二六、二八頁も、同号について、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る情報については、原則非開示を定めたものであり、「住所及び氏名が記録されている公文書等の場合は、おおむね本号に該当すると考えられる。」として運用されるべきである旨の解説をしている。

2 本件(三)文書への適用

- (一) そこで、本件(三)文書の内容をみるに、前記食糧費の執行過程における会議、懇談会等での飲食等は、主催するのが被告監査委員事務局側であるか否かの差異はあるものの、前記支出命令票等に記載されている関係者は、大別して、右事務局職員とその相手方である事務局職員以外の公務員あるいは一般民間人の三者の出席者に区別されるので、以下、これら出席者の識別され得る部分を非開示とすることの当否を検討する。
- (二) 事務局職員の出席者が識別され得る部分について
- (1) 一般に、事務局職員の職務遂行に係る情報については、当該職員の役職名、氏名に関する情報で構成されるものが多いのは当然のことであるところ、これらの情報は、行政事務に関するのみならず、当該職員の個人の社会活動に関する情報でもあり、これらが不可分とされている場合もあり得るのであって、このような場合に、当該職員の役職名、氏名は、私生活においても個人を識別する基本的な情報として用いられているのであるから、これらをみだりに開示することは、当該職員の私生活などに影響を及ぼすことがないとはいえない。
- とは、本条例の趣旨、目的を没却するものである。 (3) また、前記のとおり、食糧費は、本来、行政事務、事業の執行上直接的に費消されるものであるが、その執行上、外部者の参加を求めて宴会等を伴う懇談等の会合を持つ場合も考えられ、儀礼の範囲内にとどまる限り食糧費としての支出も許容されると解されるところ、事務局職員の食糧費の執行における宴会等を伴う懇において、当該事務局職員の出席者が識別され得る部分が記載されてとしての行動ないし生活に関わる意味合いがあるされた以上、当該職員の個人としての行動ないし生活に関わる意味合いが通常であるから、当該職員のプライバシー権などの正当な権利利益の侵害があると認めるによりる証拠にあると認めるによりる証拠に表現に関するが、このであるによりる証拠にあると認めるによりる証拠にある。
- (4) 以上のとおりであるから、事務局職員の出席者が識別され得る部分が記載されている部分は、同号のいう「特定の個人が識別され、又はされ得るもの」に含まれるものではないと解するのが相当である。
- (三) 事務局職員以外の公務員の出席者が識別され得る部分について
- - (2) したがって、本件(三)文書のうちの相手方に、事務局職員以外の公務員

の役職名、氏名が含まれている場合の結論も、右 (二)で検討し、判断したところと異なるところはないというべきである。

そして、本件において、個人の正当な権利利益の侵害の存在等の特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、事務局職員以外の公務員が出席者として識別され得る部分も、同号のいう「特定の個人が識別され、又はされ得るもの」には含まれないと解するのが相当である。

(四) 民間人の出席者が識別され得る部分について

- (1) 本件(三)文書の記載から一般民間人の識別ができる場合、当該民間人は、被告監査委員事務局の行政事務、事業の執行上行われる懇談会等に関与していることを当然認識していたはずであり、また、前記のとおりの食糧費の性格を併せ考えると、交際費の支出の場合とり、また、前記のとおりの食糧費の性格を併せ考えると、交際費の支出の場合とり、食糧費の執行としての宴会等を伴う懇談会等への出席は、被告監査委員の表しているというべきである。それが公表であると、当該民間人としては、当該行政事務、事業が当該民間人のプライバシーであると、当該民間人としては、当該行政事務、事業が当該民間人のプライバシーであると、当該民間人としては、当該行政事務、事業が当該民間人の事情が公表を記しておいた。
- (2) 右のとおりであるから、民間人の場合であっても、食糧費の執行過程で懇談会等に出席し、その事実が開示されたからといって、同情報は、前記例示のプライバシー権を中心にした正当な権利利益の侵害が生じ得る個人情報と一体として記録され、あるいは、他の情報と組み合わせることによって右の個人情報が特定されるといった侵害の可能性があることを窺わせる特段の事情がない限り、当該民間人のプライバシー権等の正当な権利利益の侵害が生じる余地のない情報であると推認されるところ、右特段の事情を認めるに足りる証拠もない。
- (3) 以上のとおりであって、民間人が出席者として識別され得る部分も、同号のいう「特定の個人が識別され、又はされ得るもの」には含まれないと解するのが相当である。
- (五) 被告は、公務員に関し、その氏名が開示されることになれば、個人攻撃、嫌がらせ等によりその私生活・家庭生活の平穏が脅かされる可能性があり、匿名者から県職員への脅迫めいた架電がされた例があるなどの主張をし、乙六によれば、東京都財務局執行の食糧費について住民訴訟が提起されている事例において、担当の課長に対し右主張のような嫌がらせがされたことが認められ、また、公務員のみならず、民間人に対しても同様の嫌がらせ等が発生する余地が全くないとはいえない

しかしながら、右主張の架電の事例等は、いずれも特異な内容のものというべきであり、右事例の発生の蓋然性や行政事務への支障が考慮に価する程のものとはいえず、かかる事例に対しては別途対策を講ずるのが相当である。また、右事例は、もっぱら識別された者が公務員である場合であるところ、公務員が単に私的利益のためではなく、一般公共のために活動することをその職務としていることからすると、やむを得ないこと、又は回避困難なことといわざるを得ず、この点の被告の主張は、採用することができない。

(六) 以上のとおりであるから、本件処分中、本件(三)文書が八条二号にいう個人識別情報に当たるとして非開示とした部分は、違法というほかはない。 五 本件(三)文書が八条八号(行政運営情報)に該当するかについて

1 八条八号の趣旨について

- (一) 手引四四頁は、同号の趣旨について、「行政が行う事務事業の中には、その目的、性質等からみて、執行前又は執行過程で情報を開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正もしくは円滑な執行に支障を生ずるがある。また、反復的又は継続的な事務事業については、事業執行後であってない。当該情報を開示することにより、将来の同種の事業の目的が達成できなくならもの、又は公正もしくは円滑な執行に支障を生ずるものがある。そこで、これらの情報を開示しないことができるとしたものである。」と解説する。また、手引四四頁は、同号の「監査、検査、取締り」等は、県又は国等が行う事務事業全般に関する情報を対の表としており、同号は、県又は国等が行う事務事業全般に関する情報を対内容のものが想定される。
 - (二) そうすると、当該情報を開示することにより、「当該事務事業若しくは将

来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある」か否かは、当該情報及び当該事務事業の具体的内容、事業の執行における当該情報の意味合いなどの諸般の事情を総合し、個別具体的に判断されるべき事項であり、原則開示という本条例の趣旨に鑑みると、同号の「支障が生ずるおそれ」は、単に実施機関の主観において抽象的にそのおそれがあると判断されただけでなく、そのようなおそれが具体的客観的に存在することが必要であると解すべきである。手引四六なおそれが具体的客観的に存在することが必要であると解すべきである。手引四六ついては、慎重かつ厳正に行うものとする。」との運用指針も右と同旨と解される。

2 本件(三)文書への適用

(一) 被告は、本件(三)文書の非開示理由として、被告監査委員事務局において所掌事務を円滑に遂行するために行う懇談等は、同号の「交渉」、「渉外」に該当するとし、このような懇談等は、同事務局が事務事業の円滑な執行を図るという行政上の具体的必要を認め、合理的な裁量によって相手方、場所等を選別・決定した上で行われるものであり、その開催目的や実施の事実等については、関係者間でのみ承知されていることが一般であって、懇談等の相手方もそのように理解していたものであるから、相手方の事前の同意なしに所属や氏名等を開示すると、相手方が不信、不快の念を抱き、信頼、協力関係が損なわれ、以後の懇談等の出席を拒否されたり、率直な意見交換が控えられるようになり、結果として業務の円滑な実施等、行政運営に支障が生ずるおそれがあると主張する。

(二) 確かに、監査委員の職務は、地方自治法一九九条により定められ、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査することを基本的な職務とし、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の長等の事務執行につき、監査し、あるいは国の監査を執行又は協力する等の事務をも所掌しており、これらの所掌事務には、被告監査委員事務局において情報収集や意見交換など外部者が出席する懇談会等の開催もその事務事業として含まれると考えられ、宴会等を伴う懇談等も所掌事務を円滑に遂行するために必要なものと推認される。

(三) しかしながら、前記のとおり、食糧費は、交際費と異なり、行政事務、事業の執行上直接的に費消されるものであることに鑑みれば、宴会等を伴う懇談被告監査委員事務局の事務事業そのものであって、出席者にとって、当然によると、当然により、「行政運営の性で、当然により、「行政運営の性質をあるとにより、「行政運営の性質をあるよれがある」と判断するためには、懇談等の目的とする事業の性質を表し、別の開催目的や出席者の属性などに関いまる開とすると、認識等の開催目的や出席者の国際のし、非公開であると、懇談等の開催目的や出席者も当然に照らし、非公開であるとであると、懇談等の相手方等出席者も当然に非公開であると、別僚当事者との信頼関係又は協力関係が担て、相手方が不信、不快の念を抱き、関係当事者との信頼関係又は協力関係が行るにとなどの特段の事情が存することを要するというべきところ、この特段の事情が存することを要するというでの被告側の具体的な主張・立証はない。

(四) したがって、本件(三)文書が八条八号に当たるとして非開示とした被告の処分は、違法である。 第六 結論

以上のどおりであるから、本件処分のうち、本件(一)(三)文書を開示しないとの部分は、いずれも違法であって取り消されるべきであるから、この部分の取消請求を認容し(主文第一項関係)、その余の部分を開示しないとの処分は適法であるから、この部分の請求を棄却する(主文第二項関係)こととし、主文のとおり判決する。

(平成一〇年一一月六日弁論終結)

鹿児島地方裁判所民事第二部

裁判長裁判官 牧弘二

裁判官 山本善彦

裁判官 鈴木秀行

別紙一 文書 目 録

平成五年度分及び平成六年度分並びに平成七年度分の鹿児島県監査委員事務局執行の食糧費支出に係る資料(支出負担行為・支出命令票、請求書)のうち、

(一) 債権者の住所・氏名等が記載されている部分及び債権者が識別できる部分

債権者の取引金融機関、預金種別、口座番号等が記載されている部分 懇談等の相手方等出席者が識別されうる部分が記載されている部分

鹿児島県情報公開条例抜粋 別紙二

第一条(目的)

この条例は、県民の公文書等の開示を求める権利を明らかにするとともに、県が 実施する情報公開施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政に 対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進す ることを目的とする。

第二条(定義)

この条例において「公文書等」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得 した文書、図画、写真及びマイクロフィルムであって、決裁又は供覧の手続が終了 し、当該実施機関が管理しているものをいう。

この条例において「公文書等の開示」とは、次章に定めるところにより、公文

書等を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。 3 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人 事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水 面漁場管理委員会をいう。

第三条 (解釈及び運用)

実施機関は、県民の公文書等の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの 条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に 関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければなら ない。

第七条(公文書等の開示の請求に対する決定等)

実施機関は、前条の請求書を受理したときは、その日から起算して一五日以内に、請求に係る公文書等を開示するかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容 を前条の請求書を提出したもの(以下「請求者」という。)に通知しなければなら ない。
- 3 実施機関は、災害その他やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に 同項の決定をすることができないときは、必要な限度においてその期間を延長する ことができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長の期間 及び理由を請求者に通知しなければならない。
- 実施機関は、公文書等を開示しない旨の決定(第九条により開示の請求に係る 公文書等の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。) をしたときは、第二項の書面に非開示の理由を記載しなければならない。 第八条 (開示しないことができる公文書等)

実施機関は、開示の請求に係る公文書等に次の各号のいずれかに該当する情報が

記録されているときは、当該公文書等の開示をしないことができる。 二号 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であ って、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるとされている情 報

イ

実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が 作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められ るもの

三号 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」とい う。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示す とにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利

益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は 健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害か ら個人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる 情報

ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であ ると認められるもの

八号 県又は国等が行う監査、検査、取締り、許可、認可、試験、入札、徴税、交渉、渉外、争訟その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの第九条(公文書等の一部開示)

実施機関は、開示の請求に係る公文書等に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せ記録されている場合において、開示しないことができる情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、当該請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、開示しないことができる情報に係る部分を除いて、当該公文書等の開示をしなければならない。